(目的)

- 第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、市、市民、自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用の促進に関する施策(以下「自転車安全利用施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、自転車安全利用施策を総合的に推進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。(定義)
- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 自転車 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
 - (2) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する 原動機付自転車をいう。
 - (3) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体並びに市及び警察その他の関係機関が行う 自転車安全利用施策に協力する団体をいう。
 - (4) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
 - (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。
 - (6) 自転車交通安全教育 自転車の安全な利用に関する教育をいう。
 - (7) 学校長等 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校並びに保育所その他小学校就学の始期に達するまでの者を保育することを目的とする施設のうち市内に所在するものの設置者及び長をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全な利用の促進は、自転車が市民及び事業者にとって高い利便性を有し、市民 生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車利用者の交通規則違反、交通マナ 一の低下等の不適正な利用により市民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、市、市民、 自転車利用者、事業者、関係団体及び警察その他の関係機関の相互の連携により、協働して行う ものとする。 (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自転車安全利用施策を総合的に推進するものと する。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、家庭、職場、地域等において自転車の 安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
- 2 市民は、市及び警察その他の関係機関が行う自転車安全利用施策に協力するよう努めなければ ならない。

(自転車利用者の責務)

- 第6条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、自転車の安全な利用に関する理解 を深め、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、自転車の安全な利用に努めなけれ ばならない。
- 2 自転車利用者は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 (昭和55年法律第87号)第12条第3項の規定による防犯登録を受ける義務を遵守するとともに、 自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防 犯対策を行うよう努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、市及び警察その他の関係機関が行う自転車安全利用施策に協力するよう努め なければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用に関する取組を 積極的に行うよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する理解を深めるための啓発を行うよ う努めなければならない。
- 3 事業者は、市及び警察その他の関係機関が行う自転車安全利用施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、その活動を通じて自転車の安全な利用に関する市民の理解及び協力が得られるよう、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(自転車の小売を業とする者等による情報提供等)

第9条 自転車の小売を業とする者及び自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)は、自転車の販売、点検整備及び貸付けに当たっては、その相手方に対し、自転車の安全な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

(自転車交通安全教育)

- 第10条 市は、関係団体及び警察その他の関係機関と連携し、市民に対し、自転車交通安全教育を 行うものとする。
- 2 市は、学校長等と連携し、在学し、又は保育される児童(次条において「生徒等」という。) の発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。
- 3 市は、高齢者(65歳以上の者をいう。)に対し、その特性に応じた自転車交通安全教育を行う ものとする。
- 第11条 学校長等は、生徒等に対し、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。
- 2 学校長等は、生徒等の保護者に対し、自転車の安全な利用に関する理解を深めるための啓発を 行うよう努めなければならない。
- 第12条 保護者は、その監護する児童に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(自転車の点検整備)

- 第13条 自転車利用者、自転車を所有する者、自転車貸付業者及び自転車を人の移動、貨物の運送等の手段として事業の用に供する者(次条第1項において「自転車利用者等」という。)は、その利用し、所有し、貸し付け、及び事業の用に供する自転車について、当該自転車の安全性を確保するため、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。
- 2 保護者は、その監護する児童が自転車を利用するときは、必要な点検及び整備を行うよう努め なければならない。

(反射器材の備付け等)

- 第14条 自転車利用者等は、その利用し、所有し、貸し付け、及び事業の用に供する自転車の側面 に反射器材を備え付けるよう努めなければならない。
- 2 自転車利用者は、夜間等における反射材の身体又は衣服への装着その他その存在を示すために 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、夜間のほか、夕方には前照灯を点灯するよう努めなければならない。

(広報及び啓発等)

- 第15条 市は、関係団体及び警察その他の関係機関と連携し、自転車の安全な利用を促進するため に必要な広報及び啓発を行うものとする。
- 2 市は、自転車が関係する交通事故を防止するため、警察その他の関係機関と連携し、自転車が 関係する交通事故の発生状況等の情報を市民及び自転車利用者に提供するものとする。

(道路環境の整備)

第16条 市は、自転車の安全な利用を促進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通 行できる道路環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、自転車の安全な利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月29日条例第21号)

(施行期日)

この条例は、令和5年6月29日から施行する。